参考資料1

# 連携中枢都市圏等関連資料

## 少子化対策

## 少子化危機突破タスクフォース(第2期)取りまとめ(概要)

### I. これまでの議論及び成果

昨年6月に少子化社会対策会議決定された「少子化危機突破のための緊急対策」に基づき、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進し、 予算・法律等で一定の成果が表れ始めている。

(具体的な成果について)

- ・25年度補正予算及び26年度当初予算における地域少子化対策強化交付金や妊娠・出産包括支援モデル事業など新規事業の創設や既存事業の拡充
- ・次世代育成支援対策推進法の延長・強化・・国立成育医療研究センターにおける不妊外来の初診患者の年齢低下

### Ⅱ. 今後の取り組むべき課題と進むべき方向性

#### 1 都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策

- ・子育て支援の充実に加え、地域活性化、若者の雇用対策、 定住促進等の関連政策 との連携など、都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策に、国と地方自治 体、都道府県と基礎自治体がそれぞれ連携し一体となり取り組むことが必要
- ・地方独自の取組を可能とするための財源確保に努めるとともに、自治体間の連携や、 先進的な取組の全国展開が必要

#### 2 少子化対策のための財源の確保

- ・少子化対策を未来への投資として、まずは対GDP比2%を目指し財源の更なる確保が必要
- ・負担と支援を「見える化」し、国民の少子化対策への理解を深めることが重要
- ・子ども・子育て支援新制度において質・量の充実を図るために必要な財源の確保が 必要

#### 3 結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のための地域少子化対策 強化交付金の延長・拡充

- ・地域少子化対策強化交付金について平成27年度以降も継続及び拡充が必要
- ・先進事例の全国展開、評価の実施等により、交付金の効果を最大限発現させることが重要

#### 4 妊娠・出産等に関する正確な情報提供

・①医学的・科学的に正しい情報提供、②個人の自由な選択を尊重する、③社会的関心の喚起をはかる、④誰もが正しい情報にアクセスできる環境、の4点に留意した情報提供が重要

#### 5 少子化危機突破の認識共有に向けて

- ・社会全体における認識共有に向けて、行政を始めとして、国民、企業、学校、メディア など全てのステークホルダー(関係者)の意識改革が重要
- ・企業における認識共有に向けて、特に企業トップの意識改革が重要。若い社員が結婚 し、子育てできる職場環境の整備に努める

#### 6 施策の整理・検証(「CAPD」サイクル)の実施

・関連施策について整理、検証し、効果的・効率的なものにしていくことが重要。「CAP D」サイクルを継続的に実施し、「見える化」するための仕組みの構築が必要

#### 7 少子化対策の目標のあり方の検討

- ・施策の効果検証や国民の意識改革の観点から何らかの目標設定は必要
- ・目標の設定に当たっては、国民全体、また家族に関わるものであることに留意し、 国民の理解と賛同を得られ、子どもの最善の利益を追求するものとなるよう十分な 配慮が重要

#### Ⅲ.今後に向けた提言

#### 〇提言1 新しい大綱の策定に向けた検討

政府全体で取り組む総合的な指針として、新しい少子化社会対策の大綱の策定に向けた検討に早期に着手

#### 〇提言2 少子化対策集中取組期間の設定と施策の総動員と財源の確保

少子化対策に集中的に取り組む期間の設定とともに、「CAPD」サイクルを回す仕組みの構築を目指す。また、従来の子育て支援を中心とした少子化対策のみならず、関連政策との 連携など、施策を総動員した、政府内に戦略本部を置くなど政府を挙げた抜本的な少子化対策を目指す。あわせて、まずは現在の対GDP比約1%の倍に当たる対GDP比2%を目指す。

#### 〇提言3 残された課題に対する議論の深化

少子化対策における目標の設定については、施策の効果検証や国民の意識改革の観点から必要である。個々人が希望する年齢に結婚でき、かつ、希望する子どもの数と生まれる子どもの数との乖離をなくしていくための環境整備は、国民の理解や賛同が得られるものとして目標の一つとなり得る

## 少子化非常事態宣言(全国知事会)

少子化の問題は、すでに多くの地方において、若年人口の減少により地域経済の活力が奪われ、人口流出に拍車がかかるといった形で顕著に現われている。

このままいけば近い将来、地方はその多くが消滅しかねず、その流れは確実に地方から都市部へと波及し、やがて国全体の活力を著しく低下させてしまうこととなりかねない。

しかも、今後の数十年間に高齢者が激増する一方で、労働力人口は減少の一途を辿る。今生まれている子ども 達が社会を支える働き手となる時代には、経済規模の縮小に加え、耐え難いような社会保障負担を背負わされる など、国全体が閉塞感で覆い尽くされる時代の到来をも招きかねない。日本全体の衰退に向けた壮大なシナリオ ができあがりつつあると言わざるをえない。

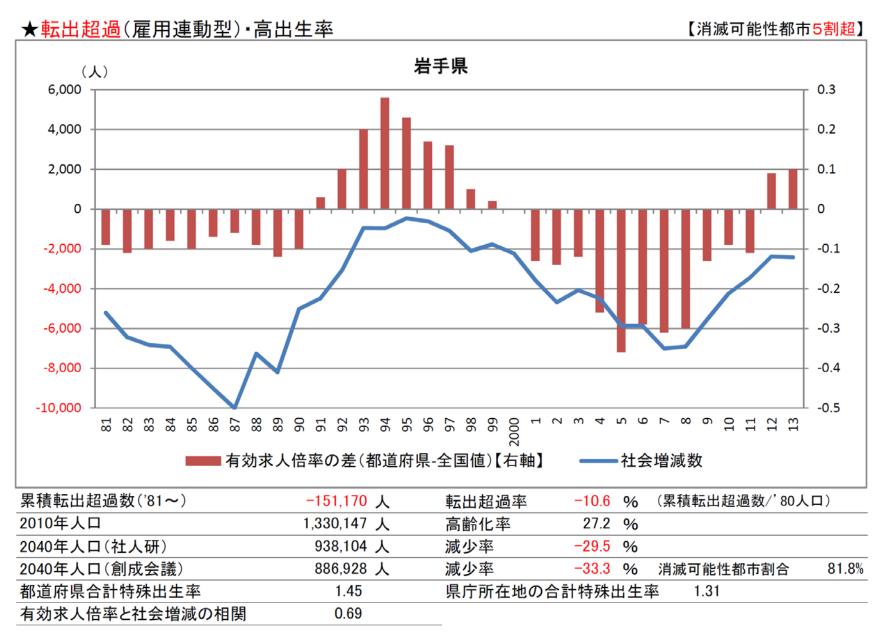
戦後、急成長を成し遂げた我が国が、成熟社会への転換を目指さなければならない今まさにこの時に、国家の 基盤を危うくする重大な岐路に立たされていると言っても過言ではない。

次代を担う子ども達が将来に希望を持てなくなってしまった国には、もはや発展は望めない。直ちに、<u>若い世代が希望を叶え、安心して結婚し子育てのできる環境整備に向けて、国・地方はもとより、地域社会や企業などが世代を超えて協力し、子育てをともに支え合う社会を築き上げていく手立てを早急に講じなければならない。</u>

今から直ちに取り組めば、将来の姿を変えていくことは十分に可能である。少子化対策を国家的課題と位置付け、国と地方が総力を挙げて少子化対策の抜本強化に取り組み、我が国の未来の姿を変えていくことは我々に課せられた使命であり、今こそ、思い切った政策を展開し、国・地方を通じたトータルプランに総力を挙げて取り組むべき時であることを、ここに宣言する。

平成26年7月15日 全国知事会

## 有効求人倍率と社会増減の相関関係



## 産学金官地域ラウンドテーブルにおける連携方策

## 経営者

### ○ビジネスセンス

・事業実施主体として、仕入・製造・販売等に係るビジネスセンスを有し、問題が発生した場合は、責任をもって解決する。

## ○マネジメント能力

・財務管理や人材育成、人事管理等のマネジメント能力を有し、事業を適切に運営する。

### ○社会性

・商圏が限定された地域密着型企業であるからこそ、地域での事業の継続、発展のために、地域資源の活用や雇用、納税等により、地域社会との関係を積極的に構築していく。

## 地域金融機関

## ○ビジネスプランの評価

・事業計画・収支計画の評価を行い、事業リスクを分析して、改善提案を行う。また、多数の組織との取引関係をもとに、仕入先や販売先等の紹介(マッチング)を行う。

## ○プロジェクト・ファイナンスの実施

・担保・保証に依存せず、事業の将来キャッシュフローを十分審査し、融資の決定を行う。

### ○事業継続のコンサルティング

・事業キャッシュフローの継続的な把握を行い、問題が発生した場合は、積極的な改善提案を行う。

# 産金

## 大学・研究機関等

## ○地域資源に関する研究開発

・地域に密着し、地域資源に関する研究開発を継続的に実施するほか、事業化や商品開発に直結するような提案を行う。

### ○技術支援

・事業推進過程で技術的な課題やリスクが発生したときに、改善提案を行う。

## ○ノウハウの蓄積(理論化・ケースメソッド化)

・地域における個別の取組を調査・分析しながら成功及び失 敗事例をケースメソッド化・理論化して、データを整理し、新た な事業を促進する。

# 学官

## 自治体

## ○関係者の調整

・総合窓口としての機能を果たし、住民を含めた関係者間の調整を図りつつ、国や他の自治体等の公的組織との関係も取り持ち、情報収集や事業のPR等を実施する。

### ○初期投資支援

・地域における外部効果の価値を判断し、事業化のための初期投資支援(1回限り)を行う。

## ○事業のバックアップ

・関係者を集め、事業化後の成果や課題等の進捗状況 の共有を行うとともに、未達事項については改善を求め、解 消を図る。

### ※総務省地域力創造グループ資料

## 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要

### 背景

地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

### 法律の概要

- ●立地適正化計画(市町村)
- ・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成
- ・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり(多極ネットワーク型コンパクトシティ)

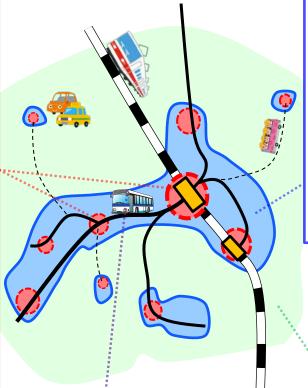
## 都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

- ◆都市機能(福祉・医療・商業等)の立地促進
- ○誘導施設への税財政・金融上の支援
- 外から内(まちなか)への移転に係る買換特例 税制
- 民都機構による出資等の対象化 予算
- 交付金の対象に通所型福祉施設等を追加
- ○福祉・医療施設等の建替等のための容積率等 の緩和
- 市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能
- 〇公的不動産・低未利用地の有効活用
- ・市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、 国が直接支援

### ◆歩いて暮らせるまちづくり

- 附置義務駐車場の集約化も可能
- ・<u>歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場</u> の設置について、届出、市町村による働きかけ
- 歩行空間の整備支援
- ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコント ロール
  - 誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ



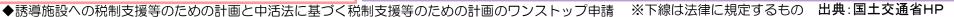
## 居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

- ◆区域内における居住環境の向上
- 住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度 (例:低層住居専用地域への用途変更)
- ◆区域外の居住の緩やかなコントロール
- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
- ・市町村の判断で開発許可対象とすることも可能
- ◆区域外の住宅等跡地の管理・活用
- <u>不適切な管理がなされている跡地に対する市町村</u> による働きかけ
- 都市再生推進法人等(NPO等)が跡地管理を行う ための協定制度
- ・ 跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を 支援 予算

## 公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定

- ◆公共交通を軸とするまちづくり
- 地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援(地域公共交通活性化再生法)
- 都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所が駅前広場等の公共交通施設の整備支援



## 空家等対策の推進に関する特別措置法の概要

### 背景

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要(1条)

参考:現在、空家は全国約820万戸(平成25年)、401の自治体が空家条例を制定(平成26年10月)

## 定義

- ○「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。(2条1項)
- 〇「特定空家等」とは、
- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われないことにより 著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために 放置することが不適切である状態

にある空家等をいう。(2条2項)

### 空家等

- ・市町村による空家等対策計画の策定
- ・空家等の所在や所有者の調査
- ・固定資産税情報の内部利用等
- データベースの整備等
- ・適切な管理の促進、有効活用

### 特定空家等

- ・措置の実施のための立入調査
- 指導→勧告→命令→代執行の措置

### 施策の概要

- (1) 国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等
- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定(5条)
- 〇 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定(6条)・協議会を設置(7条)
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要 な援助(8条)
- (2) 空家等についての情報収集
- 〇 市町村長は、
  - ・ 法律で規定する限度において、空家等への調査(9条)
  - ・ 空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用(10条)等が 可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力(11条)

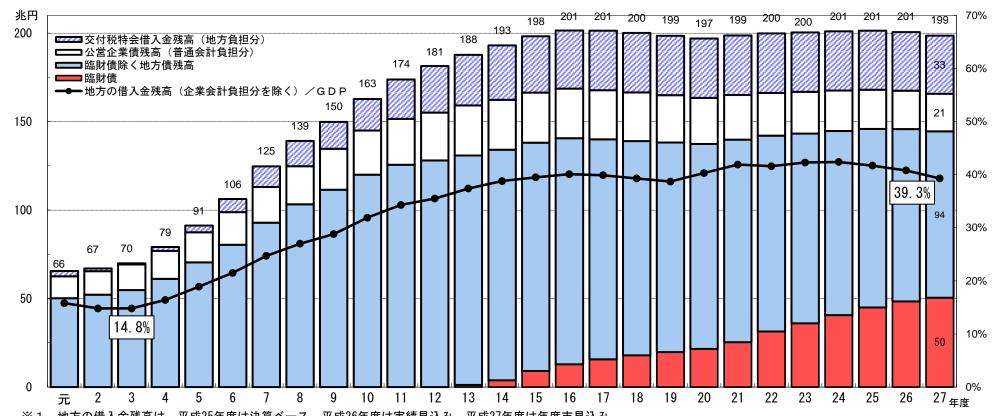
- (3) 空家等及びその跡地の活用
- 市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用の ための対策の実施(13条)
- (4) 特定空家等に対する措置(※)
- 特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、 勧告、命令が可能。
- さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。(14条)
- (5) 財政上の措置及び税制上の措置等
- 〇 市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による 空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充 を行う(15条1項)。このほか、今後必要な税制上の措置等を行う(15条2項)。

6施行日:平成27年2月26日(※関連の規定は平成27年5月26日)

出典:国土交通省HP資料をもとに作成

## 地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、27年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



- ※1 地方の借入金残高は、平成25年度は決算ベース、平成26年度は実績見込み、平成27年度は年度末見込み。
- ※2 GDPは、平成25年度は実績値、平成26年度は実績見込み、平成27年度は政府見通しによる。
- ※3 表示未満は四捨五入をしている。

### (参考)公営企業債残高(企業会計負担分)の状況

(単位:兆円)

年度	H元	H2	Н3	H4	H5	Н6	H7	Н8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
公営企業 債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	24

## 地方創生のための提言~地方を変える・日本が変わる~1

### 【全国知事会(平成26年10月)】

#### 1 基本姿勢

#### 【人口減少をめぐる情勢】

我が国は本格的な人口減少局面に入った。長く続いた少子化の影響で、出生数はもちろん、社会・経済の担い手である現役世代全体の人口が減少している。これに伴って、地域においては、働き手の減少、消費者の減少、地域コミュニティの担い手の減少が同時に起こっている。これが地域経済の活力を奪い、中心市街地や中小製造業や商業、農林業の衰退などといった形で現れている。

加えて、グローバル経済の深化に伴い、地方も世界的な競争の中に置かれ、大量生産型の製造業が海外へと展開し、国内の産業構造がサービス産業を中心とする形へと変化していく中で、人口の多い都市部に雇用の場が集中し、これが地方から都市部に向けた若者の人口流出を招き、地方の人口減少に拍車をかけている。一方で、高齢者は増加し続けている。平均寿命伸長の結果、医療・介護のニーズが高まる75歳以上の高齢者の人口は今後も増加し続ける見通しであるが、それに応えるだけの社会資源は整っていない。

さらに、人口と表裏一体の関係にある世帯構造も変化しており、単身世帯、特に一人暮らしの中高年齢者が増加し、標準世帯とされた親子同居の家族像さえ揺らぎつつあるのが現状で、社会の形そのものが変化しつつある。

#### 【人口減少への挑戦】

人口減少は一時的な現象ではない。劇的に出生率が回復しても、容易に出生数は増加せず、人口減少が止まるまで半世紀以上を要することは確実であり、これからの地域づくりは人口減少を前提に考えざるを得ない。21世紀の地方自治体が直面する最大の課題が人口減少であり、今後の地方行政のテーマは、まさしく「人口減少への挑戦」である。

人口減少対策は大きくいって、二つの柱からなる。

一つは、人口減少自体を将来的に解消しようとする「人口減少そのものへの挑戦」である。このためには、出生数減少の原因の正しい分析を踏まえ、出生率を 高め、出生数の増加を維持し続けるためのあらゆる手立てを長期的に講じる必要 がある。

もう一つは、人口減少が少なくとも向こう半世紀以上は避けられないことを正面から受け止める「人口減少社会への挑戦」である。即ち、人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応するとともに、地方から都市部に向けた一方的な人の流れを地方に向けて変えることである。このため、人口減少を前提に、あらゆる政策を見直し、これを将来にわたって切れ目なく継続していくことが必要である。

#### 【地方創生の意義】

これらは、いずれも右肩上がりの社会、従来のライフスタイルなどを前提にしてきた政策の根本的な転換を図ることにほかならない。そして、人口減少時代に合わせた新たな価値観を生み出し、地域を新しく創り変え、日本全体を変えていくこと、これが構造的課題の解決としての「地方創生」の本義である。

#### 【地方の自主性・独自性】

人口減少は都市部、地方を問わず、いずれの地域においても、時間差こそあれ、 同様に進行していくが、地域によって現れる現象が異なる。人口減少を早くから 経験している地域は、今後、高齢者人口が現役世代人口を上回るという局面を迎 えていく。最近まで現役世代人口が増え続けてきた都市部も、やがて高齢者の急 激な増加という課題に直面する。また、地域の課題は、産業構造や就業構造など によっても異なる。

それゆえに、地方創生の政策は、人口拡大局面のような全国一律、東京一極集中、キャッチアップ型ではなく、国と地方が知恵と工夫を共有しながら、地方が自主性、独自性を最大限に発揮し、それぞれの課題に応じた対策を講じることができるような形で取り組んでいく必要がある。

そのためには、独自性を発揮して、しかも息長く総合的な取り組みを続けていけるだけの確固たる基盤の確保が不可欠であり、自立した地方税財政の確立と、 思い切った地方分権の推進、組織や権限の移譲が求められる。

#### 【地域間連携】

また、人口減少対策は、全国の地方自治体の総力戦であり、相互に限られた資源と知恵を共有し、県境、市町村境を超えて連携することが不可欠である。このため、地域間連携の推進に資する支援制度などの充実が必要である。

以上の認識に立ち、我々全国知事会は、人口減少への挑戦を通じた地方創生に 正面から取り組む所存であり、以下において、そのために必要な対策を提言する。 これに並行して、国にあっては、東京一極集中の是正をはじめとする国土構造 の変革に真正面から取り組まれることを期待する。

## 地方創生のための提言~地方を変える・日本が変わる~②

### 【全国知事会(平成26年10月)】

#### 2 自立的な地方創生戦略の実効性確保

#### (1) 自立と分権の推進

#### ① 募集提案の確実な実施

地方が「提案募集方式」により提出した、953件の提案について、期限を付して原則実施の方向で速やかに結論を出す。

#### ② 農地制度の見直し

地域の事情を踏まえた土地利用のため、個別の農地転用許可権限を市町村 に移譲。

③ ハローワークの地方移管

#### (2) 地域間連携の推進

- ① 様々なレベルでの地域間連携を促進する制度の構築
- ② 集落間で補完し合う「ネットワーク・コミュニティ」の構築
- ③ 国、都道府県、市町村の「総合戦略」間の自立性の確保と連携のバランスに 配慮

#### (3) 国と地方との協働

地方として、地域の実情を踏まえ、地域の自主性・独自性を最大限発揮すると ともに、国の側でも構造的な改革を推進することにより、国と地方が一体となっ て、地方創生に取り組むべき。

このため、総合戦略の策定、関連法の執行、予算編成や交付金の制度設計、各種施策の展開などそれぞれの時点において、国と地方との徹底した対話が不可欠。

#### (4) 自立した地方税財政基盤の確立

#### ① 自由度の高い交付金等の創設

- ○一般会計予算に「まち・ひと・しごと創生枠(仮称)」の創設
- ⇒5年間で5兆円程度確保。
- ○「まち・ひと・しごと創生推進交付金(仮称)」の創設
- ⇒創生枠のうち、毎年数千億円程度を、目標管理するなど地方の責任において活用できる自由度の高い交付金に充当。
- ○地方財政計画上の対応
  - ⇒地方創生関連施策の地方負担分及び地方単独事業分を「地方創生枠」と して地方財政計画に計上。

#### ② 新たな税制措置の創設等

- ○企業の本社等の地方移転促進、若年層の経済的負担の軽減のための税制 の創設
- ○ふるさと納税の拡充
- ○地域再生を総合的に支援する地方債の創設

#### 3 政策提言

#### 1. 育てる - 結婚・出産・子育てを支援

出生率を高めていくためには、非婚・晩婚の流れを変え、若い時期に結婚できる環境を整えるとともに、子どもを産み育てやすい地域にしていくことにより、高い挙児希望を実現していくことが必要である。

そのために、新たに経済的支援制度を設けるとともに、ライフステージに応じて地域の事情に合った少子化対策を強力かつ総合的に展開する。

#### 例1:結婚や子育てを後押しする経済的支援制度の創設

- ・高齢者から子・孫世代への自発的な資産移転の促進(「結婚・子育て支え合い 非課税制度(仮称)」等)
- ・30歳未満の有配偶者世帯に対する税制優遇措置等の実施
- ・多子世帯支援(第三子以降の保育料無償化、各種税等の免除等)
- 子育て支援・教育バウチャーの配布

#### 例2:地域の実情に応じた少子化対策の総合的推進

・ライフステージに応じて地域が独自に取り組む少子化対策を幅広く後押しする ための思い切った財政支援措置

#### 例3:女性の就労継続サポート

- ・切れ目のない就労支援の強化(育児休業の取得、復職支援等)
- ハローワークに「マザーズ・コーナー」を設置

#### 2. 創 る - 人口減少時代に適応した新たな仕事と雇用を生み出す

労働力人口が減少し、地域内消費のマイナス圧力が続く中では、地域資源や地元企業の技術を生かし、競争性と利益率の高い新たなビジネスを生み出していく必要がある。

そのために、地域の雇用を支える農林水産業や観光関連産業、中小企業・小規模事業者に向けた新たな商品やサービスの開発、それを生み出す創造力ある人材を育成するための集中的な支援などを行なう。

#### 例1:世界に羽ばたく地域産業の形成支援

- ・戦略的クラスター形成の支援
- ・地域の逸品を、発掘からブランド化まで一貫サポート
- ・地方での起業を徹底支援(ICT環境整備等)

#### 例2:第一次産業への新規就労支援(「新規就労者110番」の窓口設置)

#### 例3:地元学生に対する地域内進学・就職促進

- ・地方大学の魅力向上
- 地元大学に入学した際の授業料減免
- 地元企業に就職した際の奨学金返還免除

## 地方創生のための提言~地方を変える・日本が変わる~③

### 【全国知事会(平成26年10月)】

#### 3. 呼び込む - 新たに、ひと、企業、大学、政府機関等を地方に呼び込む

人口減少下においては、国内の他地域、海外から、人や企業、消費を呼び込む ことが不可欠である。

そのため、地方への移住・定住、二地域居住の促進、企業、大学、政府機関等の分散配置、交流人口と観光消費の拡大を図る。

#### 例1:ワンストップ型「移住・二地域居住促進センター」の設置

#### 例2:企業・大学・政府機関等の移転促進

- ・企業が地方移転した際の税制優遇措置
- ・大学が地方移転した際の運営費交付金等の増額
- ・政府機関の思い切った地方移転と、国の出先機関の地方移管推進

例3:地方資源発掘型ツーリズムの展開(「地域の宝もの」の発掘)

#### 4. 安らぐ - 人口・世帯構造の変化に適応し、暮らしの安心をつくる

高齢者の増加に伴う医療・介護需要の増大、世帯構造の変化に伴う家族の介護 力の衰退が今後加速していくことを踏まえ、くらしの安心を守るための拠点の整 備や、高齢者にやさしいまちづくりなどを推進する。

また、地域の実情に合わせた住宅や、まちの機能の集約を図っていくための支援策を行なう。

#### 例1:「地方創生拠点」づくり

・誰もが必要な支援に到達できる、集落の維持再生に向けた拠点づくり (「小さな拠点」づくり) や、ワンストップ型福祉拠点など、各地域で検討されている様々な拠点を、「地方創生拠点」として整備

#### 例2:健康づくり・スポーツ、障がい者のためのまちづくり

・2020年東京オリンピック・パラリンピックを背景とした地域の活性化

<u>例3:特色ある商店街再生(「シニアアーケード」「ヤングアーケード」など)</u>

## 連携中枢都市圏の取組の推進

## 連携中枢都市圏の意義とは

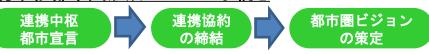
- ▶ 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、
  - 人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成
  - ※具体的な都市(圏)は、来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる
    - なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)\*は対象とする
    - \*①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万人以上)、
      - ②昼夜間人口比率おおむね1以上
      - を満たす都市を中心とする圏域 ⇒現時点で、全国で61都市圏が該当
- ▶ 連携に際しては、地方自治法上の「連携協約」の仕組みを活用し、地方公共団体間で政策面での役割分担等を定める

## 連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① <u>圏域全体の経済成長のけん引</u> 産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② <u>高次の都市機能の集積・強化</u> 高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備等
- ③ <u>圏域全体の生活関連機能サービスの向上</u> 地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成等

## 連携中枢都市圏に対する支援

- 平成26年度は、<u>連携中枢都市圏形成の準備に向けた支援</u>を行い、<u>先行的なモデルを構築</u>するため、 国費による事業(9事業)を実施
- > 対象市は、<u>盛岡市、姫路市、倉敷市、広島市、福山市、下関市、北九州市、熊本市、宮崎市</u>
- ▶ 平成27年度も、国費により支援(H27当初予算案2.0億円)
- ▶ 同事業を検証し、<u>平成27年度から地方交付税措置を講じて全国展開</u>を図る
- > 連携中枢都市圏形成のための手続き



## 連携中枢都市圏の中心都市となり得る都市



四日市市

松山市

鹿児島市

高松市

和歌山市

## 連携中枢都市圏構想推進要綱の概要①

## 1. 要綱の趣旨

○ <u>連携中枢都市圏</u>(以下「都市圏」という。)<u>構想の目的及び趣旨</u>を明確にした上で、都市圏形成に 向けて<u>市町村の行うべき手続き</u>等を定めるもの

連携中枢都市宣言



連携協約の締結



都市圏ビジョン の策定

※ 都道府県・総務省は、必要に応じて助言及び支援

## 連携中枢都市圏構想推進要綱の概要②

## 2. 都市圏構想の目的及び趣旨

- 人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して 快適な暮らしを営んでいけるようにするため、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中 心都市が近隣市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市 機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会 においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する
- 地方公共団体が柔軟に連携し、地域の実情に応じた行政サービスを提供するためのものであり、 <u>市町村合併を推進するためのものではない</u>
- 〇 <u>シティリージョンの形成</u>

<u>都道府県境を越えて、民間事業者を巻き込む形で都市圏が相互に連携</u>する、<u>より広域的・複層的</u>な連携の形成も歓迎

## 連携中枢都市圏構想推進要綱の概要③

## 3. 連携中枢都市宣言 ⇒ 都市圏形成のキックオフ

- 〇 地域において相当の規模と中核性
  - ①指定都市又は中核市
  - ②<u>昼夜間人口比率おおむね1以上</u>(合併の場合は、人口最大の旧市の値がおおむね1以上も対象) を備える圏域の中心都市が、近隣市町村と連携して、<u>圏域全体の将来像</u>を描き、圏域全体の経済を けん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという<u>役割を担う意思を有することを表明</u>
- 〇 <u>連携中枢都市宣言書</u>への記載事項
  - ① 圏域全体において中心的な役割を担うとともに、近隣市町村の住民に各種サービスを提供する意思
  - ② 圏域の現在の人口と<u>将来推計人口</u>
  - ③ 圏域内の都市機能の集積・強化の状況及び利用状況
  - ④ 近隣市町村と連携することを想定する分野
  - ⑤ 連携中枢都市に対する<u>通勤通学割合がO. 1以上である市町村</u>の名称
  - ⑥ ⑤のほか連携中枢都市と連携する意思を有する市町村の名称

## 連携中枢都市圏構想推進要綱の概要4

## 4. 連携協約の締結⇒ 圏域の政策の将来的な方向性が確定

- 連携中枢都市と連携市町村(※)が、圏域全体の方向性、連携する分野、役割分担を規定
- ※連携市町村:連携中枢都市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を 有する市町村(主に通勤通学10%圏内の市町村)のうち、連携協約を締結するもの
- 〇 連携協約への規定事項
  - ① 連携協約を締結する<u>連携中枢都市及び連携市町村の名称</u> ② 都市圏形成の基本的な<u>目的</u>
  - ③ 基本方針:連携中枢都市及び連携市町村が、様々な分野で連携を図る旨
  - ④ 連携する取組
    - ≪各役割に応じた取組≫
      - ア 圏域全体の経済成長のけん引
        - a 産学金官民一体となった経済戦略の策定 b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進
        - c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 d 戦略的な観光施策
      - イ高次の都市機能の集積・強化
        - a 高度な医療サービスの提供 b 高度な中心拠点の整備·広域的公共交通網の構築 c 高等教育·研究開発の環境整備
      - <u>ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上</u>
        - A 生活機能の強化に係る政策分野
          - a 地域医療 b 介護 c 福祉 d 教育・文化・スポーツ e 土地利用 f 地域振興 g 災害対策 h 環境
        - B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
          - a地域公共交通 b ICTインフラ整備 c 道路等の交通インフラの整備・維持
          - d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消 e 地域内外の住民との交流・移住促進
        - C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
          - a 人材の育成 b 外部からの行政及び民間人材の確保 c 圏域内市町村の職員等の交流
  - ⑤ 連携中枢都市の市長と連携市町村の長は、定期的な協議を行うこと

## 連携中枢都市圏構想推進要綱の概要⑤

- 5. 都市圏ビジョンの策定 ⇒ 産学金官民一体となった圏域の具体的取組を確定
- 連携中枢都市が、<u>連携協約に基づく具体的取組(期間・規模)</u>について、近隣市町村との協議を経て決定
- 圏域内の関係者の意見を幅広く反映させるため、<u>産学金官民の関係者を構成員とした「連携中枢</u> 都市圏ビジョン懇談会」において検討

## ≪構成員≫

- ・産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通等の代表者
- ・地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者
- 大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等
- 〇 ビジョンへの記載事項
  - ① 都市圏及び市町村の名称
  - ② 都市圏の中長期的な将来像
  - ③ 都市圏形成に係る連携協約に基づき推進する具体的取組(総事業費や各年度の事業費等の見込み)
  - ④ 具体的取組の期間(おおむね5年)
  - ⑤ 成果指標(KPI: Key Performance Indicator):地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関するもの

## 連携中枢都市圏構想推進にあたっての論点①

政令指定都市又は中核市を中心とする圏域(旧地方中枢拠点都市圏:61圏域)における取組を進めるにあたり、説明会や現地での意見交換会等を通じて得た意見や質問は以下のとおり。

## ① 合併のしこり

- 近隣市町村においては、「再び合併の話につながるのではないか」との警戒心。
- 大きな合併を行った中心市において、「合併後5年、10年経過してもなお、<u>旧市町村における住民</u> サービスの向上が大きな課題であって、近隣市町村のことまで考える余裕はない」との声。

## ② 連携する事業が思い浮かばない

- 「圏域全体の経済成長のけん引」にあたって、<u>圏域としてのポテンシャルや特徴の把握が十分にできていない。</u>
- 産業振興や観光施策を行うにあたり、都道府県との役割分担が不明確。
- 中心市において、「中心市における住民サービスが不十分であることから、<u>近隣市町村のためのサービス展開を考えるまでの余裕がない」との声</u>。

## ③ 近隣市町村の中心市に対する思い

- 「中心市だけが活性化するのではないか」との疑念。
- <u>『コンパクト化』について</u>、「圏域の中心部のみに機能を集約し、住居スペースも中心部に集めるのではないか」との警戒感や連携中枢都市圏構想への誤解。
- 中心市に対する対抗心から、<u>『近隣市町村』としての扱いに不満</u>。
- 「近隣市町村の住民サービスの向上のために<u>中心市が財政支出・支援ができるのか、あるいは議会</u> の了解が得られるのか」との疑念。

## 連携中枢都市圏構想推進にあたっての論点②

## ④ 中核市への移行

- 連携中枢都市となり得る市が未だ中核市となっていない都市圏では、中核市への移行が前提。
- <u>中核市移行に向けた課題やスケジュールなどについて</u>、先行団体の取組を紹介すること等により、<u>理</u> 解の促進が必要。

## ⑤ 個別の事務についての課題

- 福祉・医療、都市計画等、個別の分野・事務について、<u>広域連携を行うにあたっての課題を一つ一つ検</u> 討・解決していくことが必要。
- <u>都道府県からの権限移譲</u>について意識をしている圏域もあるが、現時点では本格的な検討にまで至ってない。

## 連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

- 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する
   包括的財政措置
- (1)連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置
- ①普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・ 強化」の取組に対する財政措置

(圏域人口に応じて算定/例:圏域人口75万で約2億円)

②特別交付税措置

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定

(2)連携市町村の取組に対する特別交付税措置 1市町村当たり年間1.500万円を上限

- 2. 外部人材の活用に対する財政措置(特別交付税)
- ・圏域外における専門性を有する人材の活用 上限700万円、最大3年間の措置
  - 3. 個別の施策分野における財政措置
- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置 病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する 特別交付税措置(措置率0.8、上限800万円)
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の 拡充(措置率0.6→0.8)
  - 4. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の 算定要素の追加
- ・辺地度点数の算定に当たって近傍の市役所等にかえて 連携中枢都市までの距離を算定可能

## 「定住自立圏構想」の推進

## 基本的考え方〜集約とネットワーク化〜

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、<u>圏域全体として必要な</u>生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

## 定住自立圏形成へ向けた手続き〜国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組〜



〇人口5万人程度以上

〇昼夜間人口比率1以上

〇原則3大都市圏外

中心市

②定住自立圏形成協定 中心市と近隣市町村が1対1で、 議会の議決を経て締結



近隣市町村

〇中心市と近接し、経 済、社会、文化又は住 民生活等において密接 な関係がある市町村

③定住自立圏共生ビジョン 圏域の将来像や推進する具体的取組を記載

①中心市宣言

## 定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

## 特別交付税

- 包括的財政措置(平成26年度から大幅に拡充) (中心市 4,000万円程度→8,500万円程度) (近隣市町村 1,000万円→1,500万円)
- 外部人材の活用
- ・地域医療に対する財政措置

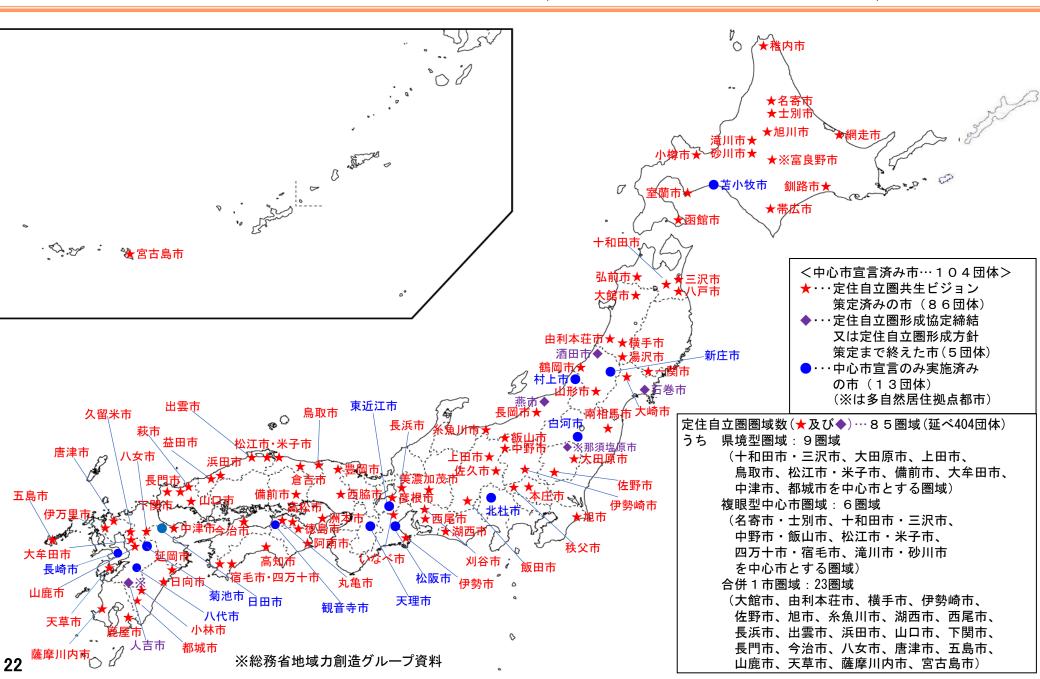
等

## 各省による支援策

・産業振興・教育分野など、定住自立圏構想推進 のための関係各省による事業の優先採択

#### 定住自立圏構想の取組状況 105 104 団 体 (団体・圏域数) 中心市宣言団体数 90 86 団体 84 85 圏域 協定締結等圏域数 75 74 64 60 54 53 ビジョン策定団体数 45 協定締結等団体数 30/ 30 延べ404団体 (H27.2.27時点) 16 18 15 H22 H21 H23 H24 H25 H26 H27.2.27 ※H26以前は4月1日時点の数値

## 定住自立圏構想の取組状況(平成27年2月27日現在)



## 定住自立圏構想の取組状況(平成27年2月27日現在)

※赤枠は連携中枢都市の要件に該当する												
	都道府県	宣言済み中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)		都道府県	宣言済み中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)					
		小樽市、 <mark>旭川市</mark> 、室蘭市、釧路市、 網走市、稚内市、帯広市、富良野市、	<mark>札幌市</mark> , 千歳市、石狩市、北見市、	26	京都府		福知山市					
1	北海道	函館市] 名寄市·士別市(複眼型) 滝川市·砂川市(複眼型)、苫小牧市	伊達市 (※近隣市町村として取組済み)	27	大阪府		(※中心市要件該当団体なし)					
	++-	八戸市、弘前市、		28	兵庫県	西脇市、豊岡市、洲本市	<b>姫路市</b> 、たつの市、加東市、加西市					
2	青森県 ————	十和田市・三沢市(複眼型)	青森市 五所川原市、むつ市	29	奈良県	天理市						
3	岩手県	一関市	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、釜石市、奥州市	30	和歌山県		和歌山市、田辺市、新宮市					
4	宮城県	石巻市、大崎市	仙台市, 気仙沼市	31	鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市	=					
5	秋田県	横手市、大館市、湯沢市、 由利本莊市	秋田市、能代市、大仙市	32	島根県	松江市、浜田市、出雲市、 益田市	安来市 (※近隣市町村として取組済み)					
6	山形県	山形市、鶴岡市、酒田市、新庄市	米沢市、東根市	33	岡山県	備前市	岡山市 倉敷市 津山市					
7	福島県	南相馬市、白河市	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、喜多方市、二本松市	34	広島県		広島市、 <mark>呉市、</mark> 三原市、尾道市、 <mark>福山市、</mark> 府中市、三次市、庄原市					
8	茨城県		水戸市、日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶋市、筑西市、神栖市		山口県	下関市、山口市、萩市、 長門市	宇部市、下松市、岩国市、周南市					
9	栃木県	大田原市、那須塩原市、佐野市	宇都宮市、栃木市、小山市、真岡市、日光市		 徳島県	徳島市、阿南市	_					
10	群馬県	伊勢崎市	前橋市、高崎市、桐生市、太田市、渋川市、富岡市、沼田市	36		高松市、丸亀市、						
11	埼玉県	秩父市、本庄市	_	37	香川県	観音寺市	坂出市					
12	千葉県	旭市	館山市	38	愛媛県	今治市	松山市」宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、 四国中央市					
13	東京都		青梅市	39	高知県	高知市、四万十市・	南国市 (※近隣市町村として取組済み)					
14	神奈川県		(※中心市要件該当団体なし)		ILIVEN	宿毛市(複眼型)	THE VALUE OF THE STATE OF THE S					
15	新潟県	長岡市、糸魚川市、燕市、村上市	<mark>新潟市</mark> 、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、 <mark>止越市</mark> 佐渡市、南魚沼市	40	福岡県	大牟田市、 <mark>久留米市</mark> 八女市	北九州市、福岡市、直方市、飯塚市、田川市、朝倉市					
16	富山県		富山市、高岡市、魚津市、黒部市、射水市	41	佐賀県	唐津市、伊万里市	佐賀市、鳥栖市、武雄市					
17	石川県		金沢市, 七尾市、小松市	42	長崎県	長崎市、五島市	佐世保市、島原市、諫早市					
18	福井県		福井市、敦賀市、越前市、小浜市	43	熊本県	山鹿市、天草市、人吉市 八代市、菊池市	<u>能本市</u> 玉名市					
19	山梨県	北杜市	甲府市、富士吉田市	44	大分県	中津市、日田市	大分市、佐伯市					
20	長野県	飯田市、上田市、佐久市 中野市・飯山市(複眼型)	長野市、松本市、岡谷市、諏訪市、伊那市	45	宮崎県	都城市、延岡市、日向市、 小林市	宮崎市、日南市					
21	岐阜県	美濃加茂市	岐阜市、大垣市、高山市、中津川市、関市	46	鹿児島県	鹿屋市、薩摩川内市	<b>鹿児島市、</b> 出水市、指宿市、霧島市、南さつま市、奄美市、南九州市					
22	静岡県	湖西市	静岡市、 <mark>浜松市、沼津市</mark> 、熱海市、 <mark>富士市、</mark> 磐田市、袋井市、 裾野市、牧之原市、掛川市、御殿場市	47	沖縄県	宮古島市	那覇市、浦添市、名護市、うるま市					
23	愛知県	刈谷市、西尾市	<b>豊田市</b> 、安城市、田原市、新城市		合計	104	164					
24	三重県	松阪市、いなべ市、伊勢市	<mark>津市、四日市市、</mark> 亀山市、伊賀市	○ 104団体が中心市宣言済み ○ 85圏域(延べ404団体)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み ○ 86団体が定住自立圏共生ビジョン策定済み								
25	滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市、栗東市	>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>								